

会議録

和光市公平委員会

招集日時		令和6年度第1回公平委員会 令和6年7月31日(水)午後1時30分			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時間	午後1時21分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
	閉会	時間	午後1時36分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
参加者		委員長	山崎 宏征	委員	樫沢利博、出口かおり	
出席書記		奥山寛幸、末永典子			会議録作成者	箭原友美
備考						
議 事						
<p>山崎委員長:ただいまから、公平委員会を開催します。</p> <p>本日の議題は、議案第1号「職員団体の登録事項の変更について」及び、議案第2号「和光市公平委員会委員長交際費支出基準について」です。</p> <p>まず、事務局から議案第1号の説明をお願いします。</p> <p>奥山局長:それでは、議案第1号職員団体の登録事項の変更についてご説明いたします。</p> <p>地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例第4条第1項により、職員団体の登録事項変更届が提出されたので、これを受理し、及び登録することの承認を求めるものでございます。</p> <p>令和6年7月4日付けで和光市職員労働組合から提出された職員団体登録事項変更届出書について事務局で内容の審査を行いました。届出にかかる要件や書類に不備な点はなく、また、任期満了に伴う役員選挙を本年5月29日に公示し6月19日から20日にかけて投票が行われたところ、構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で役員が選出されています。</p> <p>なお、執行委員と特別委員は合わせて20名おり、この内特別執行委員として4名が埼玉県本部と新座市から指導と援助を職務として就任しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>山崎委員長:議案第1号の説明が終わりました。ご意見等はございますか。</p> <p>樫沢委員:特に反対はない。確認だが、特別執行員というのは、組合の規約に明記されているものか。</p>						

奥山局長:この特別執行委員につきましては、組合費を納入している通常の組合員以外から選任し、組合員としての権利、義務のない組合として位置づけ、必要な指導・援助があることを目的として設置しております。

和光市職員労働組合同規約第20条の第1項に特別執行委員若干名という形で記載されている役職でございます。

樫沢委員:これを置くことにより昔から、何かあった時には自治労が入ってくる。今はそんな昔のような事はないのでしょうか。

奥山局長:団体交渉は行われているが、以前ほどの厳しい交渉にはなっていない。というように聞いている。

樫沢委員:私が気になるのは、組合費も払わない人が特別執行委員であり、その中で、組合が自治労執行委員長に指導を仰ぐとなっている。これは普通では考えられない。従来からやっていることなので反対ということではありませんが、皆さんはその点は疑問を感じませんか。

山崎委員長:他にはありませんか。

それでは、議案第1号「職員団体の登録事項の変更について」は、承認でよろしいか。

両委員:異議なし。

山崎委員長:それでは承認といたします。

次に、議案第2号「和光市公平委員会委員長交際費支出基準について」事務局から説明をお願いします。

奥山局長:それでは、議案第2号和光市公平委員会委員長交際費支出基準についてご説明いたします。

これまでも公平委員会委員長の交際費については予算計上しておりましたが、委員長交際費の支出基準を定めていなかったことから新たにその基準を定めるものでございます。説明は以上でございます。

樫沢委員:この1万円というのは、市の交際費の基準にあてはめたものですか。

奥山局長：農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会、などの行政委員会については、交際費の基準を設けていなかったため行政委員会として市の基準を参考にし交際費の支出基準を定めた。

樫沢委員：公平の委員長の交際費が１万円で本当に足りるものか。

奥山局長：一応予算額としては、委員長交際費は１万円で形上している。不足した場合は予算流用等で対応するが、市の基準は概ね香典で１万円。花輪、生花が必要な場合は実費となり、その基準に則ったもの。

樫沢委員：１万円は１件あたりの基準という事ですね。

奥山局長：その通り。

山崎委員長：今まで交際費の支出を求めたことはなかったですね。

奥山局長：なかった。

山崎委員長：それでは、議案第2号「和光市公平委員会委員長交際費支出基準について」は、承認といたします。

そのほかに報告事項、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について事務局から報告をお願いします。

奥山局長：それでは、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令についてご報告させていただきます。

公平員会等の行政委員会が主として利用する条例の議案作成事務は、従来から所管する行政委員会の職員が行っているところですが、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程において「市議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成に関すること」が規定されておりました。

そこで、補助執行の事務の明確化及び効率化に資することを目的として、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正し、議案の作成に関することを新たに追加したものでございます。

説明は以上でございます。

樫沢委員：今までに執行するにあたり何か不都合があったんでしょうか。今ここをあえてこういう風に規定するというのは、何か経緯があったんですか。

奥山局長：そうですね、経緯を申し上げますと監査委員が所管するものの中で地方自治法の改正にもなって条例を改正する必要が生じたところです。その中で市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の中に議案の作成については入っていないことが問題となり、これを新たに設ける事となった。これまでも行政委員会の職員が行っていたもので規程を改正して今後もそのようにしていきたいと思いますという事で規程の方を改正させていただいたという流れでございます。

樫沢委員：実態的には従来と変わらないということか。

奥山局長：おっしゃる通りです。

樫沢委員：規定がなかったのでとりあえずこういう風にしますよ。実質的に事務をする方にとっては、影響がありませんよとこういう話ですか。規則が変わったから相対する条文がないからつくりましたというのは。

奥山局長：目的が補助執行事務の明確化および効率化の2つの目的で改正を行いました。

樫沢委員：わかるんだけどね。

山崎委員長：次に埼玉県公平委員会連合会における令和6年度幹事市就任について事務局から報告をお願いします。

奥山局長：それでは、埼玉県公平委員会連合会における令和6年度幹事市就任についてご報告させていただきます。

令和6年5月9日に開催された令和6年度埼玉県公平委員会連合会総会において和光市が狭山市とともに幹事市に就任しました。任期については令和6年度の総会終了後から令和8年度の総会までの2年間となります。

これに伴いまして、山崎委員長におかれましては令和6年度決算及び令和7年度決算の監査をお願いすることとなりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

樫沢委員：輪番でまわってくるものか。

奥山局長：輪番制です。

山崎委員長：他に事務局から何かありますか。

－不利益処分に係る審査請求について(令和4年事件番号2)－
(審議内容省略)

山崎委員長：他になければ、本日の委員会はこれで終了いたします。